

参考資料

浦安市会計事務規則（平成8年規則第23号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p><b>第1条</b> この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）<u>第173条の3</u>の規定により、法令、条例及び他の規則に特別の定めがあるもののほか、会計事務に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（繰替払いのできる経費等）</p> <p><b>第65条</b> 施行令第164条第5号に規定する規則で定める経費は、<u>法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に納付させる歳入に係る手数料</u>とし、同号の規定により規則で定める収入金は、<u>当該歳入</u>とする。</p> <p>（職員の指定）</p> <p><b>第156条</b> <u>法第243条の2の2第1項後段</u>の規定による事務を直接補助する職員は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める職員とする。</p> <p>(1)～(3) 省 略</p> <p>（事故の報告）</p> <p><b>第157条</b> 省 略</p> <p>2 省 略</p> <p>3 部長は、前2項の規定による届出があったとき、若しくは自ら前2項に規定する事実を発見したとき、又は<u>法第243条の2の2第1項後段</u>に規定する職員が法令の規定に違反して行為をしたこと若しくは怠ったことにより市に損害を与えたと認められるときは、そのてん末を調査し、事故報告書（別記第82号様式）を付して財政担当部長に提出するとともに、その旨を会計管理者に通知しなければならない。</p> <p>（賠償命令）</p> <p><b>第158条</b> 市長は、<u>法第243条の2の2第3項</u>の規定による監査委員の賠償額の決定があったときは、当該決定のあった日から30日以内に当該職員に対し、賠償額、賠償の方法及び支払の期限を定めた文書をもって賠償を命ずるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p><b>第1条</b> この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）<u>第173条の2</u>の規定により、法令、条例及び他の規則に特別の定めがあるもののほか、会計事務に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（繰替払いのできる経費等）</p> <p><b>第65条</b> 施行令第164条第5号に規定する規則で定める経費は、<u>特定の者を通じて物品を売却する場合に支払う手数料</u>とし、同号の規定により規則で定める収入金は、<u>当該物品の売却代金</u>とする。</p> <p>（職員の指定）</p> <p><b>第156条</b> <u>法第243条の2第1項後段</u>の規定による事務を直接補助する職員は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める職員とする。</p> <p>(1)～(3) 同 左</p> <p>（事故の報告）</p> <p><b>第157条</b> 同 左</p> <p>2 同 左</p> <p>3 部長は、前2項の規定による届出があったとき、若しくは自ら前2項に規定する事実を発見したとき、又は<u>法第243条の2第1項後段</u>に規定する職員が法令の規定に違反して行為をしたこと若しくは怠ったことにより市に損害を与えたと認められるときは、そのてん末を調査し、事故報告書（別記第82号様式）を付して財政担当部長に提出するとともに、その旨を会計管理者に通知しなければならない。</p> <p>（賠償命令）</p> <p><b>第158条</b> 市長は、<u>法第243条の2第3項</u>の規定による監査委員の賠償額の決定があったときは、当該決定のあった日から30日以内に当該職員に対し、賠償額、賠償の方法及び支払の期限を定めた文書をもって賠償を命ずるものとする。</p>

(下線の部分が改正部分)

改正後

改正前

**附 則**

この規則は、令和4年1月4日から施行する。ただし、第1条及び第156条から第158条までの改正規定は、公布の日から施行する。